

平成31年度 自動車税のグリーン化税制について

(1) 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(新車新規登録の翌年度の1年間のみ)

平成30年度から平成32年度(2020年度)までに新車新規登録した自動車

特例対象車		税率	軽減される期間
電気自動車※1 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車※2 クリーンディーゼル乗用車※3		概ね75%軽減	翌年度(1年間)分のみ軽減
(★★★★) ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ 平成32年度燃費基準+30%以上達成車		
	かつ 平成32年度燃費基準+10%以上達成車	概ね50%軽減	
*本対象には、本基準を満たすハイブリッド自動車を含む			

※1 電気自動車には燃料電池自動車を含む

※2 天然ガス自動車は、平成30年規制適合又は平成21年天然ガス車基準より10%以上低減レベルの自動車

※3 クリーンディーゼル乗用車は、平成30年規制適合又は平成21年排出ガス規制に適合したもの

(2) 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。

平成31年度の自動車税

特例対象車		特例対象車の新車新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・LPG車	新車新規登録から13年を経過した自動車	平成18年3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	重課となった年度から抹消登録されるまで
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	
ディーゼル車	新車新規登録から11年を経過した自動車	平成20年3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

詳細については、熊本県自動車税事務所(TEL096-368-4020)にお問い合わせください。